

### 1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和7年1月16日付け学教第1178号で行った行政情報部分開示決定は妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和7年1月6日付けで行った行政情報開示請求に対し、実施機関が令和7年1月16日付けで行った行政情報部分開示決定について、出退勤時記録表の非開示部分の一切及び勤務時間の割振り調整簿の非開示部分の一切を取り消すことを求めるものである。

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書及び反論書で主張した行政情報部分開示決定に対する不服や反論の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 学校の教職員を含む地方公共団体の職員がその職務の執行としてした行為を記録した公文書は、たとえその職員個人が識別され得るため、形式的にはその職員個人に関する情報を記録した文書であるといえるとしても、それが開示されることによりその職員のプライバシーないし個人生活に関する権利、利益が侵害されることになるとはおよそ考えられないから、実質的には「個人に関する」情報を記載したものには該当しないと解すべきであるし、また、その公文書の表現上は特定の私人に関する情報を記録したものであるように見えても、その文書の性質上、当該個人に結びつく情報を内容とするものでないことが客観的に明らかであるものも、「個人に関する」情報を記載したものには該当しないと解すべきである。
- (2) 本件対象文書について出退勤時間・時間外在校等時間・休暇等の取得状況・割振りや振替の実施状況・主な時間外勤務理由等を開示したとしても、これによって新たに判明する事実は、「当該個人の出退勤時間」や、「勤務時間の設定が

どのように変更されたのか」、「休暇の取得状況」、「記録された在校時間の間、学校内でどのような職務を遂行したのか」ということにとどまる。休暇を取得したことが明るみになることをもって、当該個人がどのような私生活を送っているかなど、個人のプライバシーないし個人生活に関する情報は読み取れず、むしろ不正な休暇取得がないかについて明らかにするためにも開示すべきものである。また、職員の勤務時間を割振り直したり、勤務日を振り替えたりするといったことは、校務運営のために必要であるから行う公的なものであり、教職員が校務を担うべき時間（勤務時間）がどのように変更されたかが明らかになったからといって、当該個人のプライバシーないし、個人生活に関する権利、利益が侵害されるとは到底考えられない。行った校務の内容や時間を伏せる必要が仮にあるとしたら、極めて機密性の高いものに限ると考えられ、これらの情報を一切公開しないということに妥当性があるとは言い難い。また、わが国の現状において、学校の教職員が正規に割り振られた勤務時間を超えて職務に従事していることは、世間一般に広く認知されているところであり、その当否は別にして、むしろ日常的な事態ということが出来る。

- (3) 公立学校教員に対しては、関係法令上、原則的に超過勤務を命ずることができないとされている。市立富田中学校に勤務する教員の勤務時間は規定勤務開始時刻である8時20分から、規定勤務終了時刻である16時50分までであり、具体的な規定勤務開始・終了時刻は公開されている。原則的に超過勤務のないはずの教員について、具体的な出退勤時刻を示すとプライバシーに関わるが、規定勤務開始・終了時刻を示してもプライバシーには関わらないという判断には合理性はない。ましてや、日によって出退勤時刻に違いがあるのは当然であり、月あたりの規定勤務時間外に業務を行った時間の累計を公開しないことはより一層合理性を欠いているといわざるを得ない。出退勤時刻は、出勤時刻に「公務」を始め、退勤時刻に「公務」を終えたという「公務」に関する記録であり、これを公開することで開示請求の対象となる職員個人の私生活やプライバシーが侵害されるとは言い難い。

休暇に関する記載欄を全面的に非開示にすることに正当性はない。休暇以外の項目に関しても、記載すべき事案の有無に関係なく、記載欄全体を非開示としているが、プライバシーに関わらないことであるため、開示すべきである。介護休暇等、名称等からプライバシーに関する内容が判別できる部分について

非開示とすることには一定の合理性があることは認める。

規定勤務時間外にどのような公務を行ったか、時間外勤務理由や出張の状況についてまで非開示としているが、公務に関する内容はプライバシーには関わらないため、非開示とする合理的理由はない。

- (4) 時間外在校時間の状況から特定個人の勤務態度あるいは個人に固有な情報が推認される等の特段の事情がある場合を除き、出退勤時間・時間外在校等時間・割振りや振替の実施状況・主な時間外勤務理由等を開示することによって新たに判明する事実は、当該個人が勤務を要する時間に学校内において何かしらの業務を行っているという以上のものではないというべきである。
- (5) したがって、本件対象文書における出退勤時間・時間外在校等時間・休暇等の取得状況・割振りや振替の実施状況・主な時間外勤務理由等は、形式的には不開示情報に該当するよう見えても、実質的には不開示情報に該当しないと解すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 特定の教職員の出退勤時刻や時間外勤務の状況、休暇取得等の情報は、特定の教職員の職務の時間も含むが、それ以外の情報、すなわち、特定の個人の出勤時刻、退勤時刻、休暇（病気休暇、介護休暇等有給休暇以外の休暇）の情報が含まれており、教職員の職務に関する情報以外のプライベートに関する情報も含まれている。
- (2) 出勤時刻、退勤時刻、休暇の情報を今後は開示することとなると、ある特定の時期から勤務時間や休暇取得状況に変化がある職員について、私生活で大きな変化があったことを強く推認させることになり、職員のプライベートが明らかになる可能性が高く、不開示とした。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加

の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2項第2号柱書の意義について

本号は、個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーに関する情報は不開示として最大限保護する必要があることから、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができる情報を包括的に不開示とすることとしている。

(3) 条例第7条第2項第2号柱書の該当性について

本件行政文書は、特定の職員に関する出退勤時刻等記録表及び勤務時間の割振り調整簿であり、特定の個人を識別することができるものである。

よって、本件行政文書のうち、特定の職員の個人に関する情報については、条例第7条第2項第2号により不開示とすべきである。

この点につき、審査請求人は本件行政文書に記載されている情報は個人のプライバシーに関わらない、あるいは個人のプライバシーの侵害はないため、個人情報に該当しない旨の主張をするが、条例第7条第2項第2号柱書は、特定の個人を識別することができる情報を不開示とするものであり、審査請求人の当該主張は妥当ではない。

(4) 条例第7条第2項第2号ただし書の意義について

条例第7条第2項第2号ただし書は、個人に関する情報に該当する行政情報であったとしても例外的に開示する事項を列挙しており、本件行政文書の個人に関する情報につき、条例同条同項同号ただし書ウに該当し開示することができるかを検討する。

条例同条同項同号ただし書ウは、当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務の内容に係る部分は開示することと定めている。

これは、公務員の職務に関する情報に含まれる公務員の氏名等は、特定の個人を識別し得る情報として、個人に関する情報に該当するものであるが、公務員の職務の性質上、公益性が強いことから、個人に関する情報から除外したものであ

る。

なお、「職務の遂行に関する情報」とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報のことであり、それ以外の情報（例えば、給与額、休暇に関する情報や公務員個人の私的な情報）は、「個人に関する情報」に該当することとなる。

以上を踏まえ、その該当性を判断する必要がある。

(5) 条例第7条第2項第2号ただし書ウの該当性について

ア 出退勤時刻等記録表について

出退勤時刻等記録表には、各教職員の出勤時刻、退勤時刻、休暇等、職免出張等、割振・振替等、主な時間外勤務理由、時間外勤務時間合計の記載があるが、これらはいずれも教職員の労務管理のための情報であり、職務の遂行に関する情報には該当しない。

イ 勤務時間の割振り調整簿について

勤務時間の割振り調整簿は、始業の時刻、終業の時刻、勤務時間数、調整時間数、調整の理由等が記載されている。これらもいずれも教職員の労務管理のための情報であり、職務の遂行に関する情報には該当しない。

(6) したがって、出退勤時刻等記録表及び勤務時間の割振り調整簿の不開示部分について、条例第7条第2項第2号に該当するものと判断し、不開示としたことは妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年3月6日	・ 諮問書受理
令和7年12月2日	・ 実施機関による口頭意見陳述及び審議 (令和7年度第7回審査会合議体)
令和8年1月13日	・ 審議 (令和7年度第8回審査会合議体)
令和8年2月27日	・ 審議 (令和7年度第9回審査会合議体) 及び答申

経緯 (参考)

令和7年1月6日 行政情報開示請求

令和 7 年 1 月 1 6 日 行政情報部分開示決定

令和 7 年 2 月 3 日 審査請求

令和 7 年 2 月 1 8 日 弁明書

令和 7 年 2 月 2 6 日 反論書